

平成30年度地方消費税交付金（増収分）の使途状況について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（年金、医療、介護、少子化対策）その他の社会保障施策（社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとする」とされています。

平成30年度の地方消費税交付金の増収分については、次のとおり、本市の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用しました。

平成30年度増収額 26.2億円

（単位：億円）

区 分		事業費 （一般財源ベース）
社会福祉	障がい者福祉 ・障害者自立支援給付 など	31.0
	高齢者福祉 ・養護老人ホーム措置費 など	6.4
	児童福祉 ・保育所、認定こども園運営 など	77.6
	生活保護 ・生活扶助、医療扶助 など	45.9
	その他社会福祉 ・生活困窮者自立支援 など	0.6
	小 計	161.5
社会保険	・国民健康保険事業 ・介護保険事業 ・後期高齢者医療事業	105.8
保健衛生	医療 ・医療センター運営負担 など	10.2
	感染症その他の疾病予防対策 ・予防接種事業 など	8.4
	健康増進対策 ・がん検診事業 など	5.2
	小 計	23.8
合 計		291.1

※ 上記の経費については、事務職員の職員給与費等を除いています。